お 知 ら せ

認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）に係る変更届等について

　日頃は、高齢者福祉の推進にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

　さて、高齢福祉課におきましては、標記の認定証（経過措置：不特定対象）を、平成２４年３、４、５月を中心に交付したところでありますが、この認定証は、社会福祉士及び介護福祉士法等の規定により、下記事項に変更が生じた場合は変更届等を提出することとなっております。

　つきましては、登録日以降、該当事例が発生した場合は、所定の様式により速やかに変更届等をご提出ください。

なお、この書類は、勤務先の施設等を経由するのではなく、従事者個人が提出（郵送）して下さい。

また、認定特定行為の業務を行う施設等に勤務している場合は、勤務先に変更届等を提出したことを必要に応じ従事者個人として、情報提供を行って下さい。

提出書類

変更内容等により以下の書類を提出して下さい。

《氏名の変更の場合》

認定証の書き換えをします。

* 様式第７　※「認定特定行為業務従事者認定事項変更届出書　兼

認定特定行為業務従事者認定証書換え交付申請書」

* 現認定証（原本）
* 戸籍抄本（原本）

※認定証に記載されている氏名から現在までの変更の経過を確認するため。

* 返信用の封筒

（宛名を記載したもの※定形外（A4が入る大きさ）１４０円分の切手を貼付して下さい。）

　　　　　＊住所も変更する場合、変更前と変更後の住所が記載されている住民票（原本）も提出して下さい。

　☆認定証の書換えの場合、現認定証は再交付されるまでコピーして保管しておいてください。

《住所のみ変更の場合》

* 様式第７　※「認定特定行為業務従事者認定事項変更届出書　兼

認定特定行為業務従事者認定証書換え交付申請書」

* 住民票（原本）

※認定証取得時の住所及び変更後の住所が記載されているもの。

＊県が管理する台帳を修正するのみで、認定証の書換えは行いませんので

現認定証及び返信用封筒は提出していただく必要はありません。

《再交付の場合》

* 様式第８　※認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書
* 住民票

※認定証取得時の住所・氏名等の記載されているもの。

　　　　　（住所が取得時から変わっている場合は、認定証取得時の住所及び変更後の住所が記載されているもの。）

* 返信用の封筒

（宛名を記載したもの※定形外（A4が入る大きさ）１４０円分の切手を貼付して下さい。）

《認定特定行為の追加の場合》

平成２４年度以降に研修を受講し、認定特定行為業務従事者認定証の特定行為種別を追加する場合は愛知県地域福祉課（福祉人材確保グループ：℡０５２－９５４－６８１４）にお問い合わせ下さい。

☆提出書類に不備等がある場合、担当から連絡をさせていただくことがありますので、

電話番号は、日中連絡がつく連絡先をご記入下さい。

（勤務先の電話番号であれば、その旨も併せてご記入願います。）

【記入例】　電話番号　○○○○－□□－△△△△　　※△○□ホーム：勤務先

《書類の提出先及び問い合わせ先》

〒460-8501（※住所記載は不要）

名古屋市中区三の丸3-1-2　　愛知県健康福祉部高齢福祉課　　生きがいグループ

　電話番号　　　０５２－９５４－６２８５

　　FAX　　　０５２－９５４－６９１９